

役員学習会

公益社団法人ふくい・くらしの研究所 第24回総会記念公演会

吉本芸人の本気の
笑いをあなたに!

オン
ライン

笑って学ぶ SDGs

吉本住みます芸人の「SDGs×お笑い」公演会を開催します! 最近よく耳にするようになった「SDGs」という言葉。でも、「実はなんとなくしか分からない。」という方も多いのでは? そこで、今こそきちんと知っておきたい、私たち一人ひとりの未来に大きく関わる SDGs について、笑いを交えながら、みんなで楽しく学びましょう!

参加費
無料
どなたでもご参加
いただけます。
申込必要

定員
100名
(先着順)

クイズや大喜利などで
「SDGsとはどういうものか」
をわかりやすく紹介!



石川県住みます芸人
ぶんぶんボウル

profile
テレビ金沢
「となりのテレ金ちゃん」
レギュラー出演
北陸朝日放送
「ギョーツと石川ゆうどきLive」
レギュラー出演



福井県に住みます芸人
かりマンタン

profile
坂井市行政チャンネル出演
会田 (左)
山形県出身福井市在住
高橋 (右)
鯖江市出身在住

皆さんで楽しみながら
SDGs についての
理解を深めましょう!



福井県住みます芸人
飯めしあがれこにお

profile
福井街角放送
「Dailyよしもラジオ」
出演
おおい町名田庄出身



福井県住みます芸人
しょうふくてい しょうま
笑福亭 笑生

profile
映画
「えちてつ物語」出演
坂井市行政チャンネル出演
福井県唯一の
在住上方落語家
永平寺町在住

No. 000636

2021年7月3日(土)

13:00~14:30 オンラインによる配信 (Zoom)
申込み締切 6月30日 (水)

※お申し込みいただいた方に、確認メールをお送りします。
※インターネットにつながる環境のパソコン、タブレット (Wi-Fi環境推奨) をご準備ください。

主催/公益社団法人ふくい・くらしの研究所 福井県生活協同組合連合会
福井県民生活協同組合
後援/福井県 福井新報社 FBC 福井テレビ

申込方法

お申込コードを読み取るか、
くらナビHP (<http://www.kuranavi.jp>)
からお申込みください。

くらナビ

検索



お問い合わせ先

(公社) ふくい・くらしの研究所
☎ 0776-52-0626
【受付時間】平日 9:00~18:00

ふくいの生協

福井県生活協同組合連合会
〒910-0842 福井市開発5丁目1603番地(県民生協本部センター内)
TEL0776-52-8815 FAX0776-52-2050 Eメールアドレス kenren@fukuicoop.or.jp

2021年6月3日 No.131

<http://www.fukui.coop/kenren/>

福井県生協連合会

検索

第25回

Let's clean the coast!

海岸クリーンアップ

参加者募集

1997年の「ナホトカ号重油流出事故」を
きっかけに毎年実施し、今年で25回目になります。



9月4日(土) 9:00~10:00
鷹巣海水浴場



9月11日(土) 9:00~10:00
三国サンセットビーチ

持ち物

ゴミ袋は事務局で用意します。その他の帽子・軍手・
汗拭きタオル・火はさみなどは各自ご用意ください。

※悪天候により、事前に中止する場合があります。その際には連絡いた
しますので、申し込み時に連絡先(電話番号)をお知らせください。

※行事保険に(事務局負担で)加入します。

お申し込み・お問い合わせは 福井県生協連合会まで

協賛: 福井県企業等ボランティア・社会貢献連絡会

会員生協ボランティア活動 支援助成のご案内

福井県生協連合会加盟生協の
ボランティア活動を支援します。

対象期間 2021年4月1日より2022年3月31日
までの期間の活動を対象とします。

〈申請締め切り〉第一次申請……2021年6月30日
第一次申請以降…予算額(総額60万円)に達するまで

① 一般ボランティア活動部門

〈助成金額〉 1生協5万円を上限とします。

〈申請対象となる活動分野〉

- 福祉…身体障害・知的障害・精神障害者、難病・長期疾病者、高齢者などの社会生活を豊かにするなどの活動
- 環境…自然保護、環境保全、リサイクル活動や環境保全に関する啓発などの活動
- 教育…子どもの健全育成、子育て支援などの活動
- 国際協力…留学生・研修生などの外国籍市民との交流、途上国への協力などの活動
- その他…県連理事会で承認されたボランティア活動

② 東日本大震災復興支援活動 (交流活動含む) 部門

〈助成金額〉 1生協10万円を上限とします。

〈申請対象となる活動分野〉

東日本大震災復興支援活動(地元避難者支援、現地復興支援、復興支援交流活動など)を支援します。

問い合わせ先

それぞれの会員生協窓口、
または
福井県生協連合会窓口まで。



家族でたのしくまなぶ

「防災・減災フェア2021」開催

日時 2021年3月20日(土・祝) 場所 ユニオンプラザ福井

日本国内で多くの自然災害が頻発している現在、福井で「もしも」があってもあわてない備えや知恵を、パネルディスカッションや講演、さまざまな体験ブースを通じて家族で楽しく学んでいただこうと、労働者福祉協議会やこくみん共済COOP福井推進本部・福井県民生協が中心となって「家族でたのしくまなぶ防災・減災フェア2021」を開催し、福井県生協連合会も共催しました。

東日本大震災から10年を迎え防災への関心が高まる中、家族連れなど約300人が来場され、新聞紙やゴミ袋など身近にあるものを使った防災グッズ工作や、地震の揺れを再現する起震車などを体験いただきました。また、講演会では福井県における過去の地震の調査結果やアウトドア防災グッズの紹介をおこなうとともに、福井県民生協による非常食展示、ローリングストック商品の紹介、福井県防災士会による非常用トイレの配布など、災害に対する備えの大切さを学んでいただきました。



当日の講演を
YouTubeで
ご覧いただけます。
(7月末まで閲覧可能)

講演①

「家族で学ぼう福井の地震!」
福井高専 岡本 拓夫 氏
<https://www.youtube.com/watch?v=6xWYsCoffS8>



講演②

「アウトドア防災ガイド」
あんどうりす 氏
https://www.youtube.com/watch?v=cRJU_RR7bV4



福井県
協同組合
連携

春のクリーンアップ キャンペーン

福井県JAグループ、漁連、森連、生協連は、組合員・地域住民との相互関係を深め、ともに暮らしやすい地域づくりを目的に地域貢献活動に取り組んでいます。

今回実施した「春のクリーンアップキャンペーン」では、4月14日(水)、福井県内の協同組合役職員約2700人が、各事業所周辺の歩道や公共スペースの清掃を県下一斉に展開し、環境美化に貢献しました。

福井県生協連合会の会員生協からは、この活動に229名が朝7時30分から参加しました。



KC's NEWSより活動紹介

適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(略称KC's:ケーシーズ)は、消費者が安心して生活できる社会を実現するため、不当な勧誘行為や不当条項の契約書など事業者の不当な行為に対して中止を申し入れたり、差し止め請求権を行使(裁判をおこす)できる組織です。福井県生協連はKC'sの団体正会員としてKC'sの活動を支援しています。



酵素等の成分の作用による痩身効果を標ぼうする食品の販売事業者5社に対する申入れ活動について

消費者庁より措置命令を受けた酵素等の成分の作用による痩身効果を標ぼうする食品の販売事業者に対し、申入れ活動を行いました。主な申入れ内容は、①購入者に返金に応じることを個別に通知すること、②(措置命令は消費者への返金を含まないので)消費者が希望する場合は返金等を行うこと、等です。その経過を報告します。

1.消費者庁の措置命令

消費者庁は、2019年3月29日、酵素等の成分の作用による痩身効果を標ぼうする食品の販売事業者5社(以下「5社」という。)に対し、5社が供給する食品(以下「本件商品」という。)に係る表示(以下「本件表示」という。)について、それぞれ、景品表示法に違反する行為(同法第5条第1号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

消費者庁のサイト参照
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/representation_cms215_190329_01.pdf

2.当団体から販売業者5社に対する申入れ

当団体は、本件表示の問題は、景品表示法に違反しているだけではなく、消費者契約法4条1項1号に定める「不実告知」に該当するものであり、本件表示を見た結果として、本件商品を摂取するだけで誰でも容易に痩身効果が得られるものと誤認して、本件商品を購入した消費者については、同法の規定によって購入契約を取り消して、すでに消費した分も含めて商品代金の返金を求めることができるものと判断いたしました。

そこで、当団体は、2020年2月26日、以下の申入れを行いました。

申入れ内容

- 措置命令の対象となった表示により対象商品を購入した消費者に対して、返金を求めることができることを個別に通知すること。
- 消費者からの返金申出に応じること。また、消費者の負担が少ない返金方法を提供すること。
- 少なくとも1年間は対象消費者からの返金に応じること。
- 当団体に対して、①の告知の実施状況及び②の返金の実施状況について定期的に報告すること。

3.申入れ活動の結果について

1
3社が
購入者への個別通知と
返金に応じる

当団体からの申入れに対し、5社のうち3社から、「個別の購入者からの返金要請に応じる」「その旨を個別の購入者に通知する(通知した)」旨の回答がありました。また、当団体に対して返金の実施状況を定期的に報告していただけることとなりました。

2
1社が
消費者庁長官が認定した
返金措置として公表される

1社から、当団体からの申入れに対し、景品表示法第10条に基づく返金措置を実施すべく消費者庁と検討を進めていますと回答があり、2020年4月6日、消費者庁長官が認定した返金措置として公表されました。

3
1社が
消費者庁から措置命令を
取消される

当団体からの申入れに対し、措置命令に対し審査請求中であると回答があり、2020年5月15日、消費者庁から当該措置命令を取り消したとして公表されました。